

第31回（生活支援）分科会報告書

1. 開催日時：平成27年7月16日（水） 13:30～15:00
2. 開催場所：社会福祉会館3階
3. 南筑後保健福祉環境事務所、八女市地域包括、広川町地域包括、東部地域包括、夢工房、陽だまりの里、八女作業所、蓮の実団地、ゆうゆう、蓮の実園、年輪の園、飛形学園、若楠園、ふるさと、ミライプラス、おおぞら、八女市社会福祉協議会、城山学園、広川町、リーベル
4. 実施内容

○事例検討会・・・施設入所者が加齢により介護度が高まり、施設のマンパワーの限界を超え、介護保険施設等への移行を模索している。

○各グループの発表内容

・2級年金だけでは特養の入所すら厳しい。介護保険に移行するにしても家族に経済力があるだろうか。

・原則、障害者施設入所中の介護保険申請はできないが、介護度が上がり施設での受け入れがこれ以上は困難と市長へ申し立てることにより、例外的に介護保険の申請が可能。その場合仮認定が下り、その間特養等に入所申込を数か所行い、入所決定を待つことになる。（実際、数名がこの方法で介護保険に移行されたとのこと）なお、上記の方法で移行する場合、転居の日に様々な手続きが集中するため、非常に忙しく立ち振る舞わなければならない。

・入所者によっては市外、県外の方もおり、手続きが難しい場合がある。また、行政側も住所地和施設住所地で手続きの押し付け合いをすることもある。

・概して介護保険施設よりも障害者施設の方が手厚く、人間的である。介護保険施設では3か月入院すると退所させられるが、障害者施設の中には長期入院しても退所扱いにならないことも多い。

・施設入所者の加齢による介護負担の増大から、介護事故に発展するケースも考えられ、前もっていずれは介護施設という線引きも必要である。

・旧授産の施設では高齢化により作業効率が下がるため、活動内容をレク中心に変更したいところだが、作業工賃が減るなど利用者に不利となり、容易に内容は変えられないという施設側の悩みがある。

・施設入所者であっても、他所の生活介護を利用できる。利用者の状況や要望等に応じて、ニーズに合った活動の場を選ぶことも一考。

・障害者施設から介護保険施設への移行としては、加齢による疾病等で医療機関に入院、介護度が上がり、医療ケアが必要になり、特養や老健への入所のため介護保険を申請するというのがよくあるケース。

・最後に、事例提供者の城山学園、井手氏から、いつ何時体調の急変があるかもしれない高齢の利用者に対して、初期対応強化の観点から、



「脳血管疾患疑い時の確認事項シート」を用意し、緊急事態に備えているとの説明があった。初期対応をスムーズに行うことで、重大な介護事故を回避し、施設への苦情を未然に防ぐことになる。今後、入所者の高齢化がすすむため、どの施設も緊急事態への事前の対策が必要。

- ・そのほか、事例検討以外でも日頃できない施設間の情報交換（それぞれの取り組みなど）の場となり、参加者からは有意義な時間であったという声もあった。

